

# 平成30年度（公財）小佐野記念財団高校生国際交流事業募集要領

## 1 事業目的

（公財）小佐野記念財団（以下「当財団」という。）では、山梨県と「国際友好交流に関する覚書」を締結した台湾・高雄市に高校生を派遣し、高雄市の高校生との交流を通じて、次世代を担う県内青少年の育成と両県市の友好交流の促進を図る。

## 2 事業概要

- (1) 派遣先 台湾 高雄市内
- (2) 派遣期間 平成31年3月14日（木）～3月17日（日）（3泊4日）
- (3) 派遣人数  
高校生10名程度

※引率者：当財団事務局員（山梨県職員）1名

- (4) 派遣先での活動（予定）

- ① 学校交流 : 市内の学校を訪問し、交流会に参加
- ② ホームステイ : 訪問先学校の生徒宅へのホームステイ（1泊）

日程	活動内容	宿泊先
3/14（木）	山梨県→羽田空港→高雄市 オリエンテーション	高雄市内ホテル ※引率者はホテルに3泊
3/15（金）	高雄市表敬訪問 学校交流（地域紹介等）	ホームステイ
3/16（土）	ホストファミリーと市内視察	高雄市内ホテル
3/17（日）	高雄市→羽田空港→山梨県	

- (5) 受入団体  
高雄市政府教育局、中山高級工商職業学校
- (6) 事前説明会及び報告書提出  
詳細は、7及び8を参照

## 3 応募資格

県内の高校に在籍する生徒で、次の条件を満たすこと。

- (1) 派遣事業の全日程及び事前説明会のすべてに参加できること。
- (2) 心身ともに健康で、海外での規律ある行動及び団体生活並びに単独でのホームステイ等に支障がないこと。
- (3) 派遣後は学校内外での派遣報告等に努めるとともに、山梨県内の国際交流活動に

積極的に参加する意思を有すること。

- (4) 保護者及び学校長から海外派遣の同意が得られること。また、派遣期間中の写真、動画等を当財団の活動に使用することに同意が得られること。

#### 4 選考方法等

1次審査（書類審査）及び2次審査（面接）にて、選考する。

- (1) 1次審査は、5 申込方法・提出期限【提出書類】①、②により選考する。

- (2) 2次審査は、1次審査を通過した者に個別に連絡し実施する。

- (3) 選考結果の通知

選考結果は1月第2週中に、各高校に通知する。

- (4) 選考基準

- ① 事業の趣旨、目的を十分に理解し、派遣先で積極的な交流ができるか。
- ② 台湾・高雄市との交流に関心があり、現地情報の収集や語学能力（中国語・英語等）の向上に励む等、現地での滞在が充実したものになるよう、自ら準備できるか。
- ③ 派遣後は、学校内外での派遣報告等に努めるとともに、山梨県内の国際交流活動にも積極的に協力できるか。

#### 5 申込方法・提出期限

以下の書類を、平成30年12月28日（金）午後3時までに学校を通じて山梨県に提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

##### 【提出書類】

- ① 平成30年度（公財）小佐野記念財団高校生国際交流事業推薦書（様式1）
- ② 平成30年度（公財）小佐野記念財団高校生国際交流事業参加申込書（様式2）

##### 【提出先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県観光部国際観光交流課

「（公財）小佐野記念財団高校生国際交流事業」係 石橋

電話 055-223-1435 FAX 055-223-1438

メール ishibashi-amsf@pref.yamanashi.lg.jp

#### 6 参加経費

3万円程度

※渡航費、台湾高雄市内での宿泊費、事業参加費、国内交通費の一部は、当財団が負担する。

また、以下の経費は参加者の個人負担とする。

- (1) 派遣前の事前説明会等への参加に係る交通費
  - (2) 旅券（パスポート）取得費用及び海外旅行保険費用
  - (3) 自宅から集合場所（山梨県庁を予定）までの往復交通費
  - (4) 滞在中の医療費及び土産や通信費等の私的な費用
  - (5) その他、公式日程に含まれない活動に係る費用
- ※ 海外旅行保険（団体用）には、当財団が一括加入する。

## 7 事前説明会

以下のとおり実施する予定である。詳細については、派遣決定と併せて通知する。

事前説明会 ※保護者も出席願います。また、予定を変更することがあります。

内 容：事業概要、訪問先の情報、中国語会話の基礎等

開催日：平成31年1月27日（日）午前10時00分から

場 所：山梨県立図書館交流ルーム104

## 8 報告書の提出

参加者は、本派遣事業に参加した感想文（800字～1,200字程度）に関連する写真（4～8枚程度）を添付し、学校を通じて当財団に提出する。当財団は、提出された報告書をHP等で紹介する。

## 9 その他

- (1) 現地へは当財団事務局員（山梨県職員）が引率する。必要な通訳手配は行うが、通訳なしでも交流ができるよう各自努力すること。なお、ホームステイには引率者・通訳は同行しない。
- (2) 派遣生徒には、当財団等が実施する台湾・高雄市との交流事業等において、事業を効果的に進めるため、体験談等の発表を求める場合がある。
- (3) 派遣先での交流活動中の写真等は、現地受入先及び当財団の広報資料等に掲載する場合がある。
- (4) 申込書類は、参加者の選考のために利用されるほか、事業の実施のために利用される。このため、連絡先等の情報は、他の参加者及び事業関係者に提供されることがある。
- (5) 国際情勢その他の理由により、本事業は延期又は中止になることもある。